

47都道府県サッカー協会向け 一括補助金 交付要項

2021年度版

Japan Football Association

JFA



-2020年度からの主な変更点-

変更

①

(項番6)

以下の充当必須事業に関する変更を行う

■ 充当必須事業の追加

2021年度	
充当必須事業名	下限額
登録拡大推進事業	30万円 追加
JFAフットボールデー	15万円
JFA女子サッカーデー	15万円
障がい者サッカー関連	10万円
都道府県審判トレセン	20万円
都道府県審判トレセン（女子）	8万円
高校選手権	*1

*1 加盟校数による按分（総額2,400万円）

2020年度	
充当必須事業名	下限額
JFAフットボールデー	15万円
JFA女子サッカーデー	15万円
障がい者サッカー関連	10万円
都道府県審判トレセン	20万円
都道府県審判トレセン（女子）	8万円
高校選手権	*1

変更

②

(項番10)

会計セルフチェック（FAセルフチェック・JFAチェック）の実施を要件に追加

■ 主な対応事項 *運用の詳細は別途定める

1. FAは、セルフチェック責任者を設定し、任意の事業の会計処理について必要なチェックを行い結果をJFAへ報告する
2. JFAは、報告を受けたものについて書類および電話ヒアリング、もしくは訪問確認で実施状況を確認する

趣旨 / 交付の目的 / 期間

1. 趣旨

本書は、都道府県サッカー協会（以下、47FAという）の実施する公益目的事業等の充実を目的とした「47FA一括補助金」を交付するため、必要な事項を定めるものである。

2. 交付の目的

「47FA一括補助金」は、国民のサッカー・スポーツへの広い理解と関心を高め、青少年の健全な育成及びより良い社会の形成を促進し、もって国民の心身の健全な発達に寄与するため、47FAが行う各種公益目的事業等に対して、その活動を支援することを目的に交付するものである。

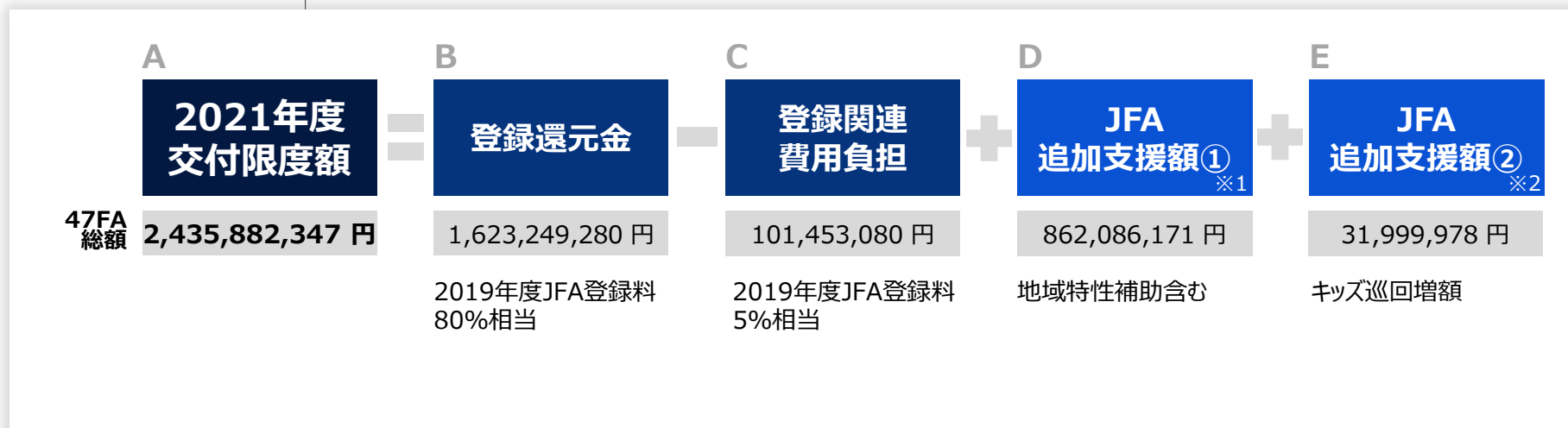
3. 期間

本要項は2021年度における「47FA一括補助金」の交付について定める。なお、本要項で示す「年度」とは、当該年4月1日から翌年3月31日を指すものとする。

補助金額

4. 補助金額

47FAに対して交付する「47FA一括補助金」は、以下の方法により算出された補助金額を交付するものとする。



※1 D JFA追加支援① には2019年度登録者数減少に伴う減収分の補填としての追加支援額を含む。
また地域特性特別補助として、北海道、長崎、鹿児島、沖縄に計2,000万円を増額。

※2 E JFA追加支援② は「キッズ巡回増額」として、前年度のキッズ巡回指導の実績等に応じて各FAに配分

対象事業

5. 対象事業

「47FA一括補助金」の対象となる事業は、**47FAが実施する公益目的事業等**とし、補助の対象となる経費は、その**事業を実施するために必要な直接経費**とする。また、対象となる事業は、原則として、当該年度の4月から翌年3月までに実施され、かつ支出される事業とする。

但し、年度毎の「47FA一括補助金」のうち、各FA一定額（1,000万円～1,500万円）を事務局運営のために必要な人件費や事務所費に充当するものとする。

充当配分

6. 充当配分

2021年度変更事項

47FAは、内示された「47FA一括補助金限度額」内において、その充当配分を定めることができる。なお、「47FA一括補助金」の用途は、以下の4つに分類される。

① 充当必須事業

「47FA一括補助金」で必ず充当しなくてはならない事業。

充当必須事業名	下限額
登録拡大推進事業	30万円 追加
JFAフットボールデー	15万円
JFA女子サッカーデー	15万円
障がい者サッカー関連	10万円
都道府県審判トレセン	20万円
都道府県審判トレセン（女子）	8万円
高校選手権	*1

*1 加盟校数による按分（総額2,400万円）

② 充当可能事業

①充当必須事業 以外の47FAが実施する公益目的事業に対し、47FAの自由裁量で本補助金を配分するもの。
補助金総額から、「①充当必須事業」・「③事務局運営」・「④施設整備留保」の合計額を減じた額が充当可能額となる。

充当配分

6. 充当配分

③ 事務局運営 （基盤強化）

FAの基盤強化のための、人件費や事務所費等の事務局運営に充当するもの。1,000万円から1,500万円を必ず充当することとする。

■ 特記事項

- 事務局に常勤(※1)する職員に対する人件費(1名分以上)を必ず充当すること。
- 人件費に関しては、原則、常勤職員を充当対象とするが、その他職員（パート、アルバイト、出向職員、派遣職員）及び各FAの実施する事業に従事する者に支払う賃金を対象とすることも可とする。

※1:原則週5日間、事務局の業務時間中にフルタイムで勤務すること

④ 施設整備推進

「JFAサッカー施設整備助成事業」のために、本補助金の一部を、施設整備助成金の上限額に加算できるようにするもの。

但し、年度毎の留保額は、各FAの47FA一括補助金の総額の30%を上限(100万円未満は切り捨て、100万円単位)とする。

■ 特記事項

- 本項目は、「JFAサッカー施設整備助成事業」の助成対象事業の実施期間と同様、2022年12月末までを期限とし、それまでに留保した金額を47FAが執行しなかった場合は、留保金額は取り消される。

7. 手続き

① 「47FA一括補助金限度額」の内示

各年度における「47FA一括補助金限度額」の額は、「4. 年度毎の補助金額」に定める算出方法に基づき算出し、前年12月までにJFA理事会の議を経て47FAに内示する。

② 申請

47FAは、内示された「47FA一括補助金限度額」内の金額において、別に定める様式により、所定の締切日までに「47FA一括補助金交付申請書」をJFAに提出すること。

③ 申請内容の審査・決定

「47FA一括補助金交付申請書」の提出を受けて、JFAはその内容を審査し、必要な場合は47FAに対しヒアリング調査等を行い、支援金額を決定する。また、JFAは「47FA一括補助金」の使用方法や配分割合等について、47FAに対し指導する場合がある。

④ 補助金の入金

「47FA一括補助金」は、当該年度の5月末までにJFAから47FAに対し入金するものとする。

⑤ 実績報告

47FAからの対象事業の実績報告は、別に定める説明資料に基づき期限内にJFAに提出されるものとする。

⑥ 実績の審査・最終金額の確定

実績報告の提出を受けて、原則として、「47FA一括補助金」が交付された翌年の5月末までに、補助金額の最終確定を行う。「47FA一括補助金交付申請書」に記載された内容よりも対象事業が縮小したり、本要項に定めるとおりに支出されていないなどの場合は、JFAは「47FA一括補助金」の確定額を交付決定額に対し減額して確定する場合があるものとし、その場合、47FAはその差額分をJFAに対し返金するものとする。

8. 事業の実施

47FAは、「47FA一括補助金」の交付の決定の内容及びこれに付された条件等に
従い、善良な管理者の注意をもって支援対象事業を行わなければならない、「47FA
一括補助金」の他の用途への使用をしてはならない。

9. 計画の変更

47FAは、「47FA一括補助金」の交付の決定の後、支援対象経費の額を変更しよ
うとするとき、または支援事業の新規追加または内容を変更しようとするときは、あ
らかじめ変更する事業の事業計画書を、原則として当該事業開始の1か月前までに
JFAに提出し、その承認を受けなければならない。

但し、以下の変更については年度の途中で変更することは認められない。

- ① 充当必須事業の、充当下限額を下回る計画変更
- ③ 事務局運営 および ④ 施設整備費留保 の充当額

なお、以下については、JFAによる事前の承認は不要とする

- 年度内における事業実施期間の変更
- 交付決定額（総額）の10%以内の、各事業の充当額の変更

10. 調査

2021年度追加事項

47FAは、別に定める「JFA会計処理ガイドライン」に基づいた会計調査を行い、年に2回JFAへ報告をする。

また、JFAは報告内容に基づき調査の実施状況の確認および事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査し、もしくは関係者に対し質問することがある。

11. 経理証憑の 保管期間

47FAは、支援対象事業の支出を証する書類を整理し、収支簿とともに、支援対象事業の完了した日の属する会計年度の終了日の翌日から7年間保存しなくてはならない。

12. その他

この要項に定めるもののほか、「47FA一括補助金」の交付に関し必要な事項は別に定める。この要項の改正はJFA理事会の決議に基づき、これを行う。